（武力紛争の際の文化財の保護に関する法律の一部改正）

第二百十九条　武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条及び第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一章　厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第二百二十条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改める。

第七十一条第二項第三号、第八十条第八号及び第八十一条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。

第九十五条第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百七条の二から第二百九条までの規定及び第二百十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法等の一部改正）

第二百二十一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の二から第百五十七条まで

二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条及び第五十三条

三　赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第四条

四　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条の四から第十三条の六まで

五　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十四条の四及び第十四条の五

六　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条の二

七　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第三十三条

八　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第三十一条から第三十三条まで及び第三十三条の二第一項

九　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十九条から第三十一条まで及び第三十一条の二第一項

十　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第四十三条から第四十四条の三まで及び第四十四条の四第一項

十一　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十四条から第十八条まで

十二　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二十二条

十三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四十七条及び第四十八条

十四　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十四条の三及び第十四条の四

十五　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条から第二十四条の四まで及び第二十七条

十六　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三十一条から第三十四条まで

十七　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二十四条及び第二十五条

十八　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条及び第百三条

十九　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第三十三条から第三十八条まで

二十　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十七条の二及び第十七条の三

二十一　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条及び第二十二条

二十二　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第十条

二十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条の二、第百二十一条第一項及び第百二十一条の二

二十四　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第三十九条

二十五　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十一条、第百十一条の二、第百十一条の三第一項、第百十二条及び第百四十三条第一項

二十六　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十八条

二十七　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十九条から第三十一条まで

二十八　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条

二十九　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十八条及び第三十九条

三十　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第五十九条

三十一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第四十八条

三十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第四十一条

三十三　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第二十条

三十四　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第十条の二

三十五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十九条

三十六　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十八条

三十七　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十六条から第二十八条まで

三十八　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十四条の二及び第十四条の三

三十九　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十五条及び第三十六条

四十　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第二十一条及び第二十二条

四十一　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第十条

四十二　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五十二条及び第五十三条

四十三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十七条

四十四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十七条から第百六十七条の三まで

四十五　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十条及び第二十一条

四十六　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二十三条、第二十四条並びに第二十五条第一項及び第二項

四十七　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第四十三条から第四十六条まで

四十八　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第四十三条から第四十六条まで

四十九　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四十条

五十　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第四十五条から第四十七条まで

五十一　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第五十条から第五十三条まで